

J A 静岡厚生連静岡厚生病院治験審査委員会規定（細則）

（組織・任期）

- 第 1 条 1. 委員会は、病院長の指名する次の委員をもって組織する。
- 1) 医局員
 - 2) 薬局長
 - 3) 事務員
 - 4) 看護師
 - 5) 社会福祉士
 - 6) 院外委員
2. 委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

- 第 2 条 1. 委員会は委員長を置き、医局員から指名するものとする。
2. 委員長が事故その他の理由で審議および採決に参加できない場合には、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代行する。

平成 1 6 年	4 月	1 日	実 施
平成 1 8 年	1 月	2 0 日	一 部 改 訂
平成 1 8 年	3 月	1 7 日	一 部 改 訂
平成 2 0 年	4 月	2 4 日	一 部 改 訂
平成 2 3 年	4 月	2 8 日	一 部 改 訂